

LL00
 通報
 延
 2020
 12

敷設 (水際障壁) (物設置)	掃海	作業別	場 (平館海峡西方)	期日(昼夜) 五月三十日夜	記 事 (平館海峡東方)
<p> 六甲機雷第一七號ノ四 第一課 海軍省副官 大湊要港部副官 五月廿八日 官房 山本 海軍 昭和六年十一月 北島納 通信 保管 山本 </p> <p> 右起底ノ大湊防備隊中種戰技(敷設及掃海)ヲ実施セシムルニ豫定有之候處適當ノ時期ニ於テ右要旨ノ般船舶宛無線通報方向今御配慮得度 無線通報件依頼 敷設及掃海ノ要 障害物設置係四道函 端大角燈一個ノ点 灯不 </p>					

軍務局
 8.5.18
 第二課

備考

一、期日天候状況底り多少遷延スルヲ下アルベシ
 二、指定内場所ハ天候ノ都合底り変更スルヲ下アル
 ツキ場所ヲ示ス

（印）

海軍

昭和六年十一月 北島納

6200

020	3	20	永
			永
係			

17

軍務部

軍務局

第二課 第一課

政務官
申請致置候處 右ハ本件協議會ニ於テ閣下、モ同文提出
シ特ニ御盡カヨ仰リ可キ旨 決議相成候條 主務大臣其
ノ他關係方面ニ対シ可然 御交渉ノ上 實現方 御取
ニ相煩シ度 正副ニ通相添、此段及申請候也

無線電話架設ノ議ニ付申請

副官

8.11.20

8.11.7
第一課

附 箋 紙

昭和8年11月

（一）本件無線電話架設ノ議ニ付申請書
（二）本件無線電話架設ノ議ニ付申請書
（三）本件無線電話架設ノ議ニ付申請書
（四）本件無線電話架設ノ議ニ付申請書
（五）本件無線電話架設ノ議ニ付申請書

別紙ノ通り
モ同文提出
王務大臣其

御取



附 箋 紙

昭和8年11月17日 海軍省軍務局



0800

Handwritten Japanese text in vertical columns, likely a memorandum or report. The text is dense and difficult to read due to the cursive style and some fading.



Vertical handwritten text on the left side of the document, possibly a signature or title.

別紙ノ通り
ハモ同文提出
主務大臣其



Handwritten notes at the top of the page, including the number 1800.

昭和 年 月 日

海軍軍令部第四班

無線電線ハ軍用通信ニ利用價値ナシ
本地方ニ無線電線ヲ許ス時ハ平時戰時
魚海軍無線通信ヲ妨害スル機會大ニ
ナリ抑セザルベカラザルモノニテ戰時ハ之ヲ使用
ヲ停止スルヲ要スルモノナリ
然レ本地方通信網ノ完備ハ海軍トシテモ
有利トスル所ナラズ以テ將來有線電線網
整備ニ對シテハ促進方取新メヲ可ト認ム

1800

別紙ノ通り
ノモ同文提出
主務大臣其



附 箋 紙

昭和8年11月又日 海軍省軍務局

軍令班課

少佐 西島 敬

中津 幸之助 敬



0082

昭和8年11月11日

海軍軍令部第四班



山嶺及び川谷に於て、無線電波の通じ難き条件下、因
 先づ通信者側ノ志願ヲ方テ見ル必要アリ
 ト思ヒ、夫ノ結果、依リ(海軍トシテ)腹ヲ決メ
 (更ニ主権有リ協議ヲ行ヒ)
 實現方大ニハツクニス。又、取リ合フ

考慮ヲ必要トス

(一) 無線電氣網、軍事上、見地、於テ之ヲ認め、方針トス
 但、断線故障ノ場合ニ於テハ、應急施設トシテ、龍岡島、
 中樞通信基地、限リ無線電氣ノ施設ヲ認め、(故障ノ場合ニ限リ)
 而シテ、戦時必要ノ場合ニ停止セシムル條件トス。

(二) 薩川ノ附近中樞基地トシ得ル如ク、考慮スルヲ海軍
 通信

二九



有時ノ場合ハ海軍トシテ

實現促進方努力ヲ

方針トス

所ニ堪ヘ得ル程特別ノ

機造中葉十三行紙類 (花輪紙)

意見

六二九

原

本地方に於ては通信網の完備せしむるに、有時ノ場合ハ海軍トシテ
利用上大ニ必要ニ付左記方針ニ依リ實現促進方努力ヲ
要スルモノト認ム。

通信網施設方針

(一) 有線電話網ノ完備スルヲ根本方針トス。

而シテ本地方ノ特質、船ノ暴風雨ニ堪ヘ得ル様特別ノ
考慮ヲ必要トス

(二) 無線電話網ノ軍事上ノ見地、於テ之ヲ認メ尤マ方針トス

但シ断線故障ノ場合ニ於テハ應急施設トシテ龍岡島ノ

中樞通信基地ノ限リ無線電話ノ施設ヲ認ム。(故障ノ場合ニ限リ
使用許ナリ)

而シテ戦時必要ノ場合ニ停止セシムルヲ條件トス。

(三) 薩川ノ附近中樞基地トシ得ル如ク考慮スルヲ海軍
通信